

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2021年10月1日

Vol.54

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「コロナが置いていったテーブル」 photo 前田 豊

コロナ対策で「三密」を避けるため幅広の応接テーブルの天板を自作しました。

元の天板は75cm×150cmメラミン樹脂張り。その上に120cm×150cmの自作天板を置きます。合板で裏打ちした厚さ3cmの集成材にウレタンニスを6~7回塗ります。手前はハケ、奥はローラーで塗装したので、手前は一枚板風、奥は集成材風になりました。ウレタンニスの柔らかな手触りが心を癒してくれるようです。広い天板は「三密」を避けながら、文書や図面を広げる作業をするにも好都合です。コロナが去っても、もう元には戻らないでしょう。コロナが置いていったテーブルが令和初頭のコロナ禍の思い出になるのは一つのことでしょう。

## あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊  
弁護士 小宮 和彦  
弁護士 中村 伸子  
弁護士 井上 敦史  
弁護士 武 寛兼

# 20年目の眞実

弁護士 前田 豊

は本当だと思うようになりました。

興味のある方は、ネットで「佐藤幸治日本記者クラブ」で検索すると、講演録を入手できます。また「行政改革会議」で検索すると、会議録を入手できます。できたら読んでみてください。

調高い」と委員たちの心をとらえ、佐藤幸治氏は、小委員会の主査となり、最終報告の総論部分を起草しました。

その総論部分の中心が内閣機

能の強化でした。同時に、留意

ときは、日本国憲法の権力分立

ないし抑制・均衡のシステムに

対する適正な配慮を伴わなければならぬと提言しました。そ

して、国会のチエック機能の一

層の充実が求められ、司法にお

いては、「法の支配」の拡充発

展をはかるための積極的措置を講ずる必要があると提言しました。

さらに、「法の支配」こそ、わが国が規制緩和を推進し、行

政の不透明な事前規制を廃して

事後監視・救済型社会への転換

をはかる上でも欠かすことので

きない基盤をなすと提言しました。

この点を、私は、「法の支配」について、二つ提言し、一つは

権力分立のための「法の支配」、もう一つは規制緩和のための

「法の支配」の二種を盛り込んだものと理解しました。

さらに、政府は司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要があると提言しました。

裁判所は、権力分立の観点からチエック機能を發揮するどころか、安保法制化違憲訴訟や臨時国会不招集違憲訴訟において、憲法判断に踏み込まず、結果的に、内閣機能の強化による内閣の独走を許しています。

いま、司法改革の原点から議論する必要があると思うのであります。

1999年に司法制度改革審

議会ができ、2001年に意見書を発表し、総理を本部長とする司法制度改革推進本部ができた。しかし、司法制度改革審議会では、上記の権力分立のための「法の支配」については、本格的な検討をしませんでした。私は、そこが「平成の司法改革」で不十分だった点と思います。

1 私は、2021年3月発行の「福岡県弁護士会会報」第30号(福岡県弁護士会)に、「行政改革会議の歩みと司法改革」と題する小論を書きました。

それは、司法改革が内閣や国会を巻き込んだ問題に発展したのは、1997年12月の「行政改革会議」最終報告によるものであるというものです。

2 私は、30年間、ずっと司法改革に関わってきました。

司法改革は、当番弁護士や公設事務所などを除き、日弁連の運動から外部に広がりませんでした。ところが、1999年、突然、内閣に司法制度改革審議会ができた大変な運動に発展しました。私たちがその理由がわからず、経済同友会だ規制改革小委員会だ自民党だと理由探しをしましたが決定打がなく、比喩的に「司法改革のたき火をしていたら、山火事になつた」といわれたものでした。

ところが20年たつた今、山火事になつたのは「行政改革会議」最終報告がきっかけだったと知り、ああそだつたのか

3 私がなぜそれを知ったかといえば、上記の福岡県弁護士会会報のための資料を読むうち、ポロッと出てきたのが、佐藤幸治氏(憲法学、司法制度改革審議会会長、「行政改革会議」委員及び主査)が2004年日本記者クラブで話した講演の反訳書でした。

そのなかで、佐藤幸治氏は、次のように言っていました。

「司法制度改革は『行政改革会議』最終報告から始まつた。

行政改革で内閣機能の強化をす

るときの留意点として、内閣を

強化すれば権力分立のために国

会改革と司法改革をしなければ

ならないと書いてある。私は司

法試験の合格者3000人が必

要だと思っていたが初めからそ

れを言うと叩かれるので黙つて

いた。陪審も重要なと思っていました。裁判員裁判ができる

4 「行政改革会議」は、1990年代、バブルがはじけて銀行や住専が破綻し、国債が400兆、500兆に達し、このままで日本は沈没するという危機感から、橋本第二次内閣が、1996年、行政改革をするために立ち上げました。

「行政改革会議」は、会長が橋本總理で、委員には行政改革委員会、地方分権推進委員会、経済審議会の委員長や会長、連合、読売新聞社、NHKの顧問や社長、学者は佐藤幸治、藤田宙靖、猪口邦子。橋本会長は毎回の会議に出席し、常に議論をリードしていた(古川貞一郎・文藝春秋2021年5月号)といふ、とんでもない組織でした。

そのなかで、佐藤幸治氏は、司馬遼太郎の「この国のかたち」論を引つき、明治から平成に至るわが国の栄光と挫折の歴史をふかんするとともに、憲法学者の立場から、日本国憲法のもとでも内閣機能を強化することができる」と力説しました。

5 すぐに「行政改革会議」最終報告をパッケージで推進するための行政改革プログラム法

私は、司法改革のポイントを突いた講演に対して、初めは「なんだこれは」と思いましたが、ネットで「行政改革会議」の会議録を読むうち、佐藤幸治講演



本年4月26日、最高裁でB型肝炎訴訟の原告2人が逆転勝訴の判決を勝ち取りました。予防接種における注射器の回し打ちによってB型肝炎ウイルスに感染させられた原告2人が国に対して損害賠償を求めていた訴訟です。福岡高裁判決は、除斥期間が経過しているとする国の主張を認め、原告らの請求を棄却していました。しかし、最高裁判

決は福岡高裁判決を破棄し、除斥期間は経過していないとして原告らの請求を認めたのです。同じような被害者は全国に多数いるため影響は大きく、新聞各紙の一面で大きく報道されました。

#### 除斥期間とは？

「除斥期間」とは、20年が経過したら理由のいかんを問わず請求権は消滅するというものです。すみやかに権利関係を確定させるためとされ、提訴が遅れたことについて被害者に同情すべき事情がある場合でも、一切の例外が認められないとされています。被害者にとっては大変に酷なものです。

原告2人は、最初に肝炎を発症した時から20年以上が経過していました。しかし、最初の肝炎は一旦治まり、その後さらに肝炎が再発して、再発からは20年が経過していませんでした。

1審の福岡地裁判決は、原告らの主張を認め、原告らを救済しました。ところが、福岡高裁判決は、反対に国の主張を認め、原告らの救済を拒否しました。国の主張どおり、形式的に肝炎は一体だとして最初の発症時に除斥期間が開始すると判断したので、再発の損害を実際に請求できず。しかし、最高裁判決は、原告ら開始すべきであるとして、原告らを救済しました。請求もできない時から被害者に不利となる除斥期間を開始すべ

きではないとしたのです。

このように裁判所の判断が分かれたのは、法解釈よりも前に、非のない被害者をどうにか救済したいという思いがあります。原告は、B型肝炎に罹患したことについて何の落ち度もありません。また、提訴が遅れることについても責められるべき点はありません。B型肝炎訴訟の報道等に接して予防接種が原因かもしれないと思いつて、除斥期間が経過していると主張しました。これに対し原告2人は、最初の肝炎と再発の肝炎は異なり、再発の肝炎については再発時から除斥期間が開始するから、除斥期間は経過していないと主張しました。

**よろしくお願いします**

斎藤 優紀香

5月からお世話になつております、斎藤です。

分らないことが多く勉強の日々ですが、先生方や皆様のお役に立てるよう頑張りますので宜しくお願い致します。

今回の最高裁判決においては、裁判長の補足意見として、B型肝炎訴訟における除斥問題について、全体的な解決のため関係者が協議をすることを期待するという異例の意見が付されています。国は、補足意見の趣旨を尊重し、除斥差別なく被害者が広く公平に救済されるようになります。

B型肝炎訴訟原告団弁護団は、今回の最高裁判決を踏まえ、さらに除斥差別のない救済を実現するための活動に取り組みます。引き続きご支援をよろしくお願いします。

以上

# 最高裁で逆転勝訴！

弁護士 小宮 和彦



## コロナの中でも元気に…

弁護士 小宮 和彦



コロナ感染拡大の中での運動不足解消にと朝の体操を始めた。庭に出て太陽光（コロナ光？）を全身に浴びながら子どものころに覚えたラジオ体操を適当にやるだけ。何となくカラダもココロもリラックスして元気になれた気になります！

コロナで3か月の半休業時間があつたからできました。写真の鍵ケースと万年筆・眼鏡ケースは、その合間に端革で私が自作したものです。

弁護士 前田 豊



### 事件の説明と 革細工

日田市天瀬町にある温泉付き別荘地。業者が森林法違反の開発をして660人に売りつけました。その違法開発を解明するため、法務局から241通の閉鎖登記簿や地積測量図を取り寄せ、違法開発の手口を暴きました。

弁護士 井上 敦史

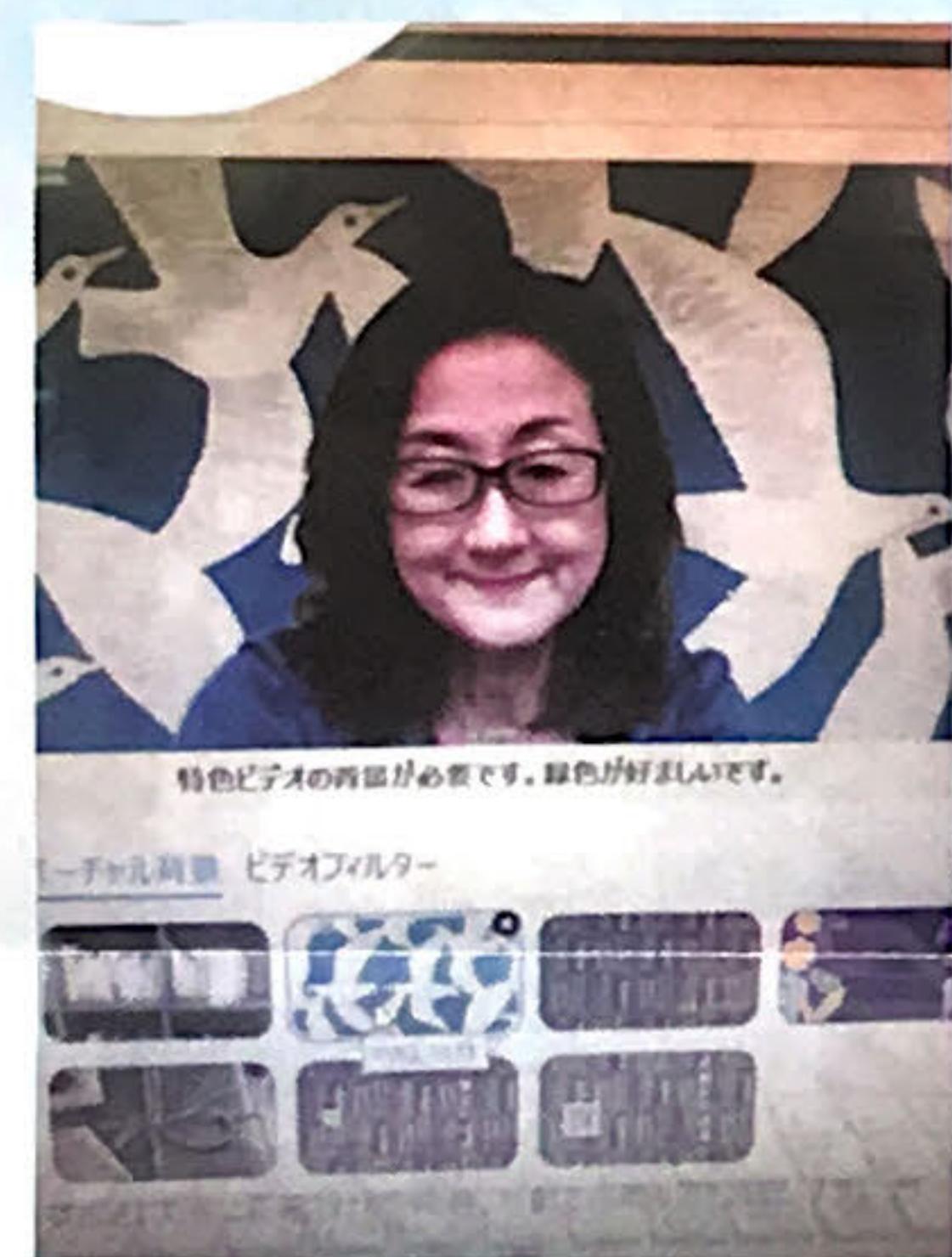


コロナでどこにも行けませんが、今年の1月に仲間入りしたトイプードルを含む愛犬3匹と家族みんなで、家の近所をゆっくり時間かけて散歩を楽しんでいます。

森 礼子

家具の色を塗り替えました。白色で買いそろえてしまったので家にいる時間が長かった自粛期間、殺風景で眩しくとても過しにくく感じていました。ピスタチオグリーンに塗り替えたテレビ台はお部屋の差し色になって気に入っています。

齋藤 優紀香



ZOOM会議が増えました。バーチャル背景をいくつも作ってメンバーや会議内容に合わせて会議形式に変えてみたり、ラインや高さを変えたりしています。

弁護士 中村 伸子



キャンプ始めました。とりあえず買い足していきます。一増えています。お気に入りは、リノックスのビーチエアです。

弁護士 武 寛兼



遠方に住む子供達や孫に中々会えず、初めて犬を飼い始めました（トイプードル♀：橋本ぷりん、通称ぶんちゃん）。尻尾を振って甘えてくるしぐさが可愛くて癒されまくっています。スマホの写真はぶんちゃんだけです。

橋本 紘美



舞台やライブの配信が珍しくなりました。映像とはいえ、地方公演がない作品を観られるなんて夢のようです。コロナは早く収束して欲しいけど、配信はずっと続けて欲しいなあと思っています。佐藤 亨恵